○○土地改良区職員退職給与規程

第１条　この土地改良区の職員であって、勤続１年以上の者が退職又は死亡したときは、この規程により退職給与金を支給する。

第２条　退職給与金は、本人の退職当時の本俸月額に対して別表の定率を乗じた額とする。

第３条　勤続年数は、就職の月から起算し、退職又は死亡の月をもって終る。

第４条　業務上の疾病による特別休職の場合に限り、その休職期間はこれを勤続年数に通算する。

第５条　職員であって、不都合の行為があったため退職した者に対しては、所定の支給額を減額し、又は支給しないことができる。

第６条　在職中死亡した場合の退職給与金は、その遺族又は本人の死亡当時、その収入によって、生計を維持したものに対して支給する。

第７条　この土地改良区は、職員退職給与金に充てるため、毎年度当初予算に退職給与金を算定して積立金を予算化するものとする。

第８条　前条の積立金で、この規程による給与ができない場合の不足額は、一般経費から繰り入れて支給するものとする。

第９条　退職給与積立金は、特別会計とし、その収支予算及び決算は、総代会に付議しなければならない。

第10条　この規程の改廃は、理事会の議決によってこれを行う。

　附　則

　この規程は、令和○年○月○日から施行する。

　附　則

　この規程の一部改正は、令和○年○月○日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 勤続年数（年） | 支給倍率 |
| １ | ○.○ |
| ２ | ○.○ |
| ３ | ○.○ |
| ４ | ○.○ |
| ５ | ○.○ |
| ６ | ○.○ |
| ・ | ・ |
| ・ | ・ |
| ・ | ・ |
| ・ | ・ |
| 30 | ○○.○ |

　【備考】

１　退職手当は特別な事由のない限り、本規程の定める遺族補償を受ける資格及び順位によって支給するものとする。

２　勤続年数の計算は、採用の月から退職の月までを総計した月数を12で除した年数によるものとする。

３　勤続１カ年未満のものについては、退職手当を支給しない。